Web ウェブ みやぎ 第14号

2010. 12月号
Webみやぎ（第14号）
発行所／建設連合 宮城県建設組合
〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目5番22号
宮城県管工事会館4F
TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

インフルエンザ予防接種の時期が近づいてきました

季節も冬へと近づき、インフルエンザ流行シーズンになります。例年の傾向では12月から3月にかけて流行していますが、昨年度は新型インフルエンザの発生で時季が異なっています。

予防接種については12月上旬（国立感染症予防研究所）から12月中旬（厚生労働省）が望ましいとされており、予防接種後に効果が現れるまでだいたい2週間（国立感染症予防研究所・厚生労働省）とされています。適切な時期に接種を行い、またうがい手洗いなどでインフルエンザの予防をよろしくお願いします。

なお、建設連合国民健康保険組合では、今年度もインフルエンザ予防接種補助を行っています。建設連合国民健康保険証をお持ちの組合員・家族は年度内4000円までの実費補助を実施していますので、ご活用ください。

申請書については本部ホームページ（http://www.kenseturengo.com）からもダウンロードできます。

民話の里 遠野 日帰りバスツアー

今年、「遠野物語百周年」を迎えた民話の里遠野へ10月24日(日)40名の参加で開催しました。

遠野は、柳田国男氏が遠野物語を執筆された事で有名になり、民話・河童・馬などで知られる所です。

語り部が話す「むがす、あったずもな」で始まり「どんどはれ」で終わる昔話「ザシキワラシ」や「カッパ」「オシラサマ」など、やわらかな方言で語られてゆく昔話は、私達の心をホッとさせてくれるものです。当日のバスガイドさんは「オシラサマ」の話を聞かせてくれ、参加者全員が聞き入っておりました。

遠野ふるさと村は懐かしい農村を再現した所で、曲り家が数棟あり、本物の馬がいる一棟で昼食となりました。郷土料理のひっつみ汁を懐かしい思いでいただきました。昼食後、草木染めの会場に移動し、四角い敷物にどんな模様が出てくるか、参加者の頭の中のデザインに任せ、ビー玉と箸を思いのままに輪ゴムで止めました。そしてひと煮たち、輪ゴムを外して重いアイロンできれいに伸ばしたら、素敵な作品がアチコチで出来上がりました。

お土産の敷物を手に、紅葉も素晴らしいのどかな風景の中、たかむろ水光園に移動しました。水光園の池には石や岩で日本地図が描かれ、水車があり、にじ鱒が泳いでいる池で釣りも出来、宿泊施設もある所でしたが、今回は時間がなく散策だけでした。それでも参加者は遠野の美しい自然と懐かしい時間をゆったり満喫して参りました。

建設業のリスク・マネジメント
PL法編

建設業は、いつの世にも必要な業種であり、卓越した技術を絶えることなく提供することが求められています。時代は、地球環境に優しく、使い勝手がよく、丈夫で長持ちするものを早く、安く、安全に、環境への影響を少なく造れる建設業者のみしか生き残れない仕組みになりつつあります。

問答形式によるリスク・マネジメントガイドを社団法人全国建設業労災互助会監修の冊子から抜粋してお届けします。

建築物欠陥責任

Q 住宅設計をする建築家は製造物責任（ＰＬ）が無いが、プレハブ住宅を設計、製作、販売する会社はその設計上の欠陥について責任を負うというのは本当ですか？

A 建物の欠陥に対する責任については次の四つがあります。

① **契約責任**
施主と建築家あるいは住宅メーカーの間に生ずるもので、契約書に明示されたもの、黙示の性能保証違反の責任

② **不法行為責任**
第三者に対する過失責任

③ **物の利用者に対する黙示の担保**
所定の性能、安全性を有するとの暗黙の保証

④ **物の欠陥に対する責任**
設計上、製造上、表示上の欠陥に対する責任

建築物欠陥責任は、③と④を言います。

建築家は施主との間に契約責任があり、設計ミスが明らかになってもＰＬ責任は発生しません。

しかし、職業人としての役務提供ミスとして『プロフェッショナルライアビリティ』（職業人責任）は発生します。ＰＬ法では建物などのサッシ、手すり、柵、屋根瓦などの付帯物には製造物責任を認めていますが、建物そのものを対象から除外しています。

プレハブメーカーは欠陥が有った場合、ＰＬ法ではなく、民法の「瑕疵担保責任」民法５７０条によって責任が発生します。

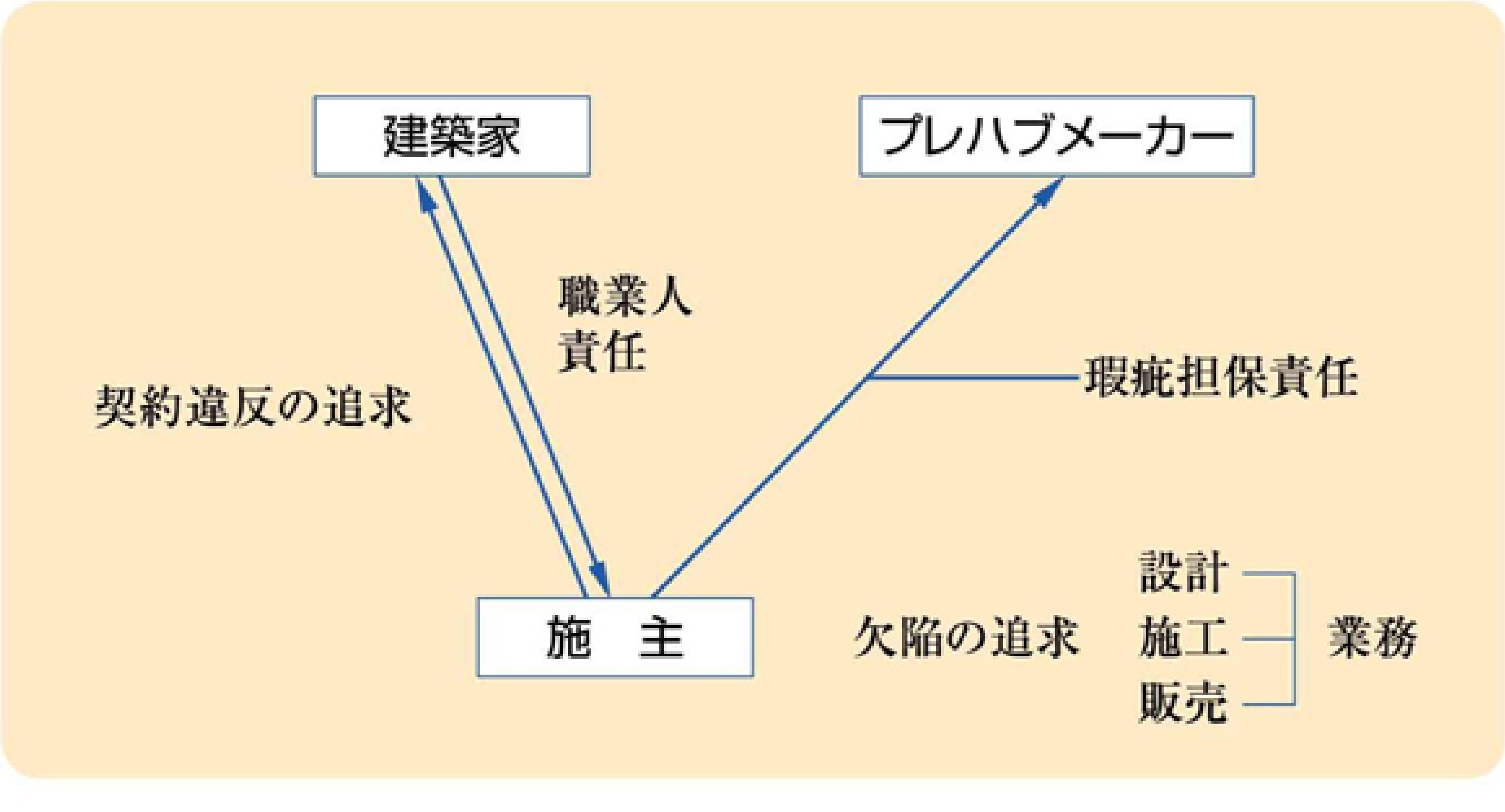

建築士の責任範囲

Q 建築士には、監理義務があると言いますが、どんな責任が有るのでしょう？

A 建築基準法や建築士法で一定の規模以上の建築工事には、建築士の監理を義務付けています。建築主が建築士を依頼するのは、工事が設計図書の通りになされるか否かを「照合」「確認」するためです。

建築士は、依頼主に対して工事が設計図書通りになされるよう監視する義務を負っています。十分な監理をしなかったため設計図書と異なる工事がなされ、それにより発生した依頼主の損害には建築士の賠償責任が発生します。

（民法716条：注文者は請負人がその仕事につき第三者に加えたる損害を賠償する責に任ぜず。但し、注文または指図につき注文者に過失ある時はその限りにあらず。）

この場合、建築主は注文または指示を行っておらず、設計事務所に依頼しており、設計事務所に債務不履行の責任が発生します。

この事例は、既存店舗の横（1・4mの処に）建物を建築する工事で発生しました。既存の店舗が地盤沈下によって傾いた。既存店舗の補修費用と補修期間の営業補償をめぐっての争いとなった。裁判所は設計事務所の設計管理責任を認めた。

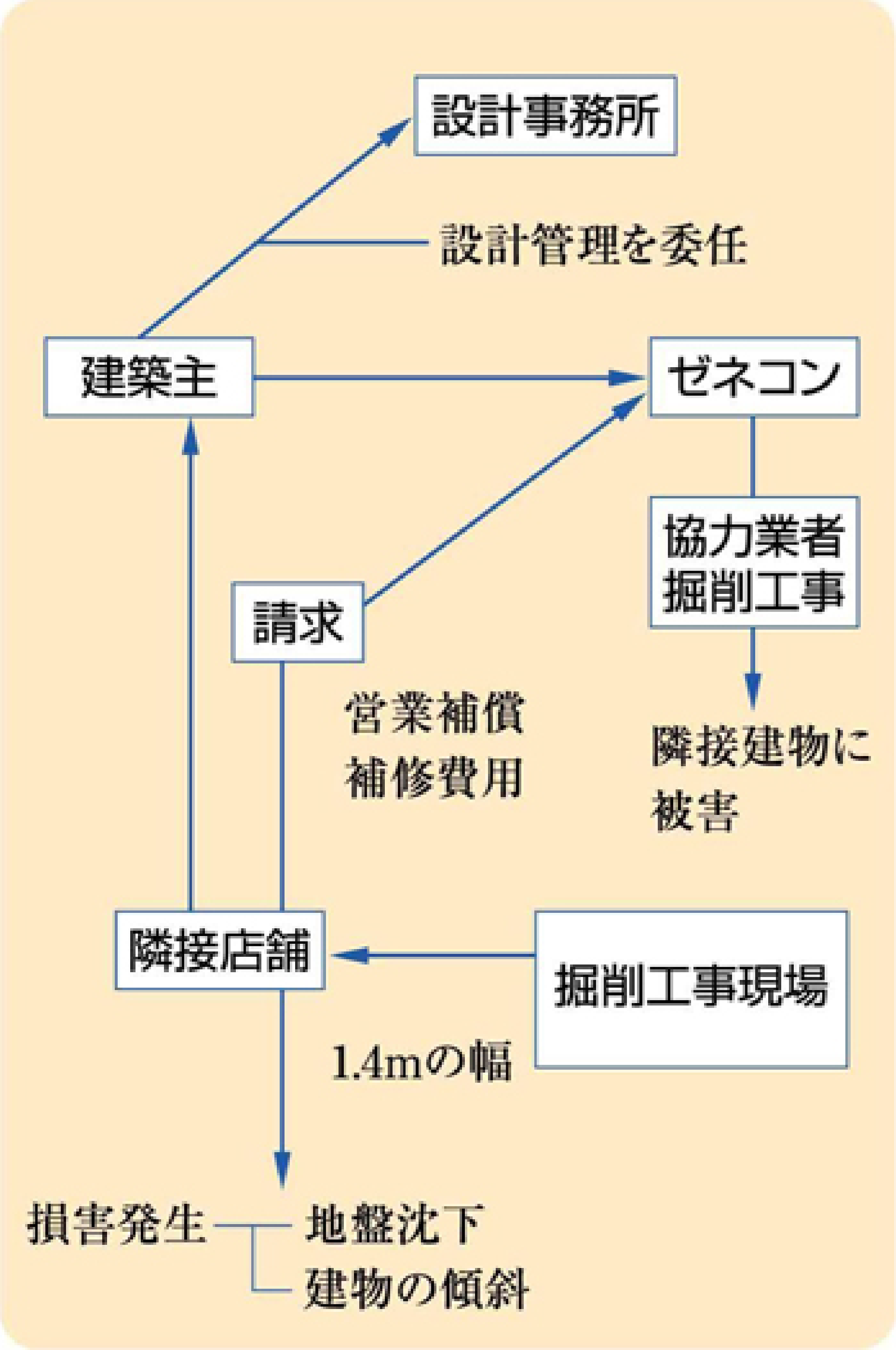

発注者指定部材の欠陥による責任

Q 自治体発注水道工事を請け負いました。工事完了後、各所で漏水事例が頻繁に発生しました。原因は、硬質ビニール樹脂製の継ぎ手に亀裂が入ったことにありました。設計図書に指定された材料に欠陥があったのですが、補修工事は誰が負担するのでしょうか？

A 公共工事の受注業者は仕事の結果として漏水や湧水、地盤沈下など様々な問題が工事検査完了後に発生することが有ります。各々の発生した問題は、発生原因によって正しく処理されるべきです。この件は、発注者の市も材料に欠陥があると認定し、その後、市の発注工事で使用を禁止する通知も出していました。

この場合の補修工事費の負担は施工方法に誤りが無い限り欠陥製品のメーカーとなるのが順当です。しかし、設計図書に指定した段階で市が充分な検査をしていたかどうかも問題となります（注文者の指図による瑕疵）。補修工事は市が行い、メーカーに求償するのが正しいでしょう。施工業者はゆめゆめ、当社で補償しますなどと云わぬことです。

【それぞれの主張】

市………材料は受注業者が選んだのだからその材料の欠陥に基づく瑕疵については受注業者に担保責任がある

受注業者…市の指定材料を使用したのであり、材料の欠陥で発生したのだから市が負担すべき

A 社……漏水原因にはなっているが、製品の欠陥ではない

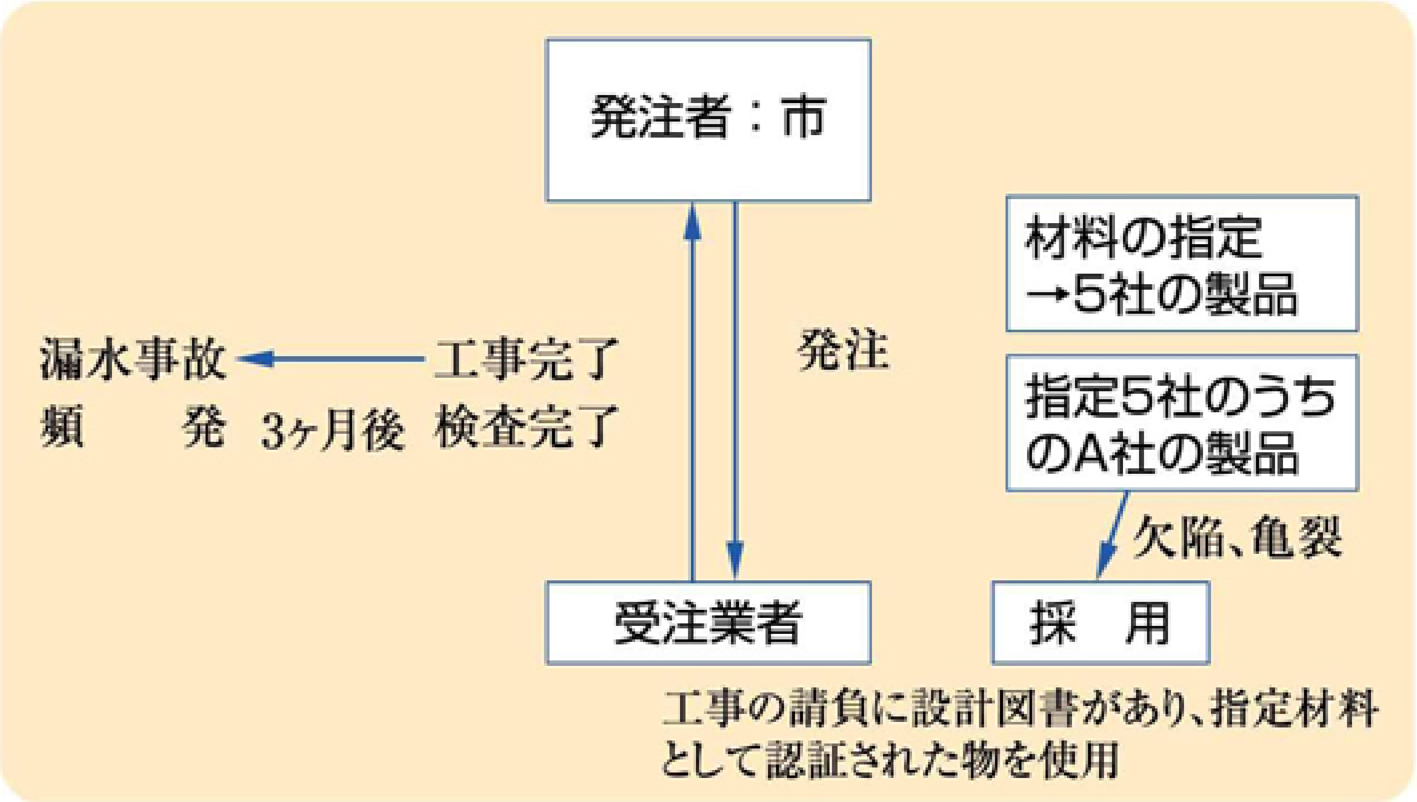

宮城県支部からのお知らせ

■国保保険料領収証明書発行について

建設連合国民健康保険料を振込や自動引落をご利用になって入金された組合員には、今年納入分（1月から12月24日までに納入された分）の国保保険料領収証明書を来年1月中旬から2月上旬にかけて発送いたします。

納入の遅延や10日の引落ができない場合は、年内の入金扱いになりませんのでご了承ください。なお、領収証明書を年内に必要な組合員は支部へご連絡ください。

領収証明書は国保保険料・介護保険料の合算した金額になります。

別途組合費分の領収証明書が必要な場合は、ご連絡ください。

■第三者からの傷病について

交通事故や傷害事件のように第三者から受けた傷病は、原則として相手側が費用を負担すべきものです。

このような場合、建設連合国民健康保険証で診療を受けることはできますが、治療費用を一時的に立て替えますので必ず書類提出をお願いします。（国民健康保険法施行規則32条の6により義務づけられています）

【ご注意いただきたいこと】

①家族や親戚との間の傷病（同乗中の事故など）であっても届け出てください。②相手方が不明の場合でも届け出てください。③ご自身の過失の大小にかかわらず届け出てください。④相手方から現実に医療費等を受け取っていれば、その分の費用は組合の負担になりません。⑤相手方との取り決めや示談は慎重にお願いします。それらの内容によっては、組合が負担した費用を相手方に請求できなくなり、組合員・家族が負担しなければならなくなる場合もあります。示談などをしようとするときには、事前に組合に連絡してください。

ジェネリック医薬品で医療費の負担を抑えましょう

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に発売される薬品です。開発費が少なくて済む分、低価格で処方できます。つまり、医療機関で処方される薬の医療費（調剤費）の負担が軽減できます。

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同じく厳しい基準や規制を守って製造されています。新薬（先発医薬品）は特許期間中に、多くの患者さんに処方されているため、効き目や安全性が確認されています。ジェネリック医薬品はこうした長く処方されている成分を使用しているので安心できる薬です。

ただし、全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限らないこと、調剤薬局に在庫がない場合は薬の用意に時間がかかること、症状や治療方針・医師の判断でジェネリック医薬品へ変更ができない場合などがありますので、ご注意ください。

建設連合・東北地区労働保険振興会からのお知らせ

■仕事でのけがは労災保険！

仕事中のけがや仕事が原因で起きた病気（職業病）、あるいは仕事の行き帰りの事故等によるけがなどは、労災保険で治療を受けるのが原則で、建設連合国保ではいっさい保険給付しないことになっています。いざというときにそなえて労災保険特別加入制度に加入することをおすすめします。労災保険は建設連合・東北地区労働保険振興会で加入すると、建設連合国保に加入している宮城県支部の組合員は、委託料が半額になりますので、この機会にぜひご加入をご検討ください。なお、労災保険に加入しているにもかかわらず、労働基準監督署に届出ないで診療を受けたときは、医療費等の返還を求めます。

建設連合・宮城県建設組合のホームページのお知らせ

ちょっとした確認やご紹介者へ当組合の案内などにぜひご利用下さい。

▼携帯電話版

QRコードを読取り使用して下さい

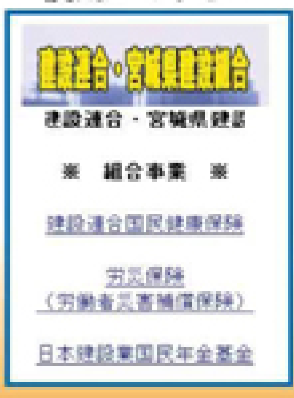

▼PC版

パソコン版アドレス
http://miyagi-kensetu.hbf.ne.jp/

■年末年始休業のお知らせ

平成22年12月29日(木)から平成23年1月4日(火)まで。平成23年1月5日からは通常業務になります。

●各種申請やご不明な点があれば、支部へご連絡ください。営業時間は平日午前9時から午後5時までです。

建設連合国民健康保険組合に加入できる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が五人未満の従業員です。従って、法人に勤務する従業員は加入できません。